

# 告示

## 埼玉県告示第千三百二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、八条用水路土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和二年十一月十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 就任			
職名	氏名	住	所
理事	藤井 光昭	埼玉県越谷市東町五丁目三百三十七番地	
同	酒井 博文	同	川柳町五丁目九十九番地
同	石塚 治郎	同	相模町二丁目二百九十九番地
同	豊田 恒士	同	草加市柿木町千二百九十番地
同	渡辺 正幸	同	同 同 百四十一番地
同	宇田川 武雄	同	八潮市大字八條三百九十三番地
監事	加藤 芳隆	同	草加市青柳三丁目三十七番三号
同	中村 茂	同	越谷市大成町七丁目千六百五番地
同	會田 孝雄	同	八潮市大字八條三百二十八番地
二 退任			
職名	氏名	住	所
理事	戸部 宗三郎	埼玉県草加市柿木町三百二番地	
同	藤井 光昭	同	越谷市東町五丁目三百三十七番地
同	酒井 博文	同	同 川柳町五丁目九十九番地
同	豊田 恒士	同	草加市柿木町千二百九十番地
同	宇田川 武雄	同	八潮市大字八條三百九十三番地
監事	加藤 芳隆	同	草加市青柳三丁目三十七番三号
同	植竹 良一	同	八潮市大字八條千二百八十五番地